

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年11月9日(金曜日)

午前10時 3分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前10時38分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 道路愛称名について

(道路管理課)

(2) その他

2 出席委員(5名)

委員長 黒 木 勇 君 副委員長 大 津 亮 一 君

委員 中 庭 次 男 君 委員 飯 田 正 美 君

委員 松 本 勝 久 君

3 欠席委員(2名)

委員 村 田 進 洋 君 委員 高 橋 丈 夫 君

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋 葉 宗 志 君

建設部長 猿 田 佳 三 君 建設部技監兼  
建築課長 小 林 幸 夫 君

建設計画課長 大 森 幹 司 君 道路管理課長 有 金 正 義 君

道路建設課長 安 達 茂 君 生活道路整備  
課長 川 又 弘 一 君

河川都市排水  
課長 三 村 隆 君 土木補修事務  
所長 大 山 裕 己 君

内原建設事務  
所長 谷 萩 幸 治 君

都市計画部長 高 橋 涼 君 都市計画部  
副部長 川 崎 洋 幸 君

都市計画部技監兼  
市街地整備課長 坪 貴 之 君 都市計画部技監兼  
住宅政策課長 木 村 勤 君

都市計画部技監兼  
泉町周辺地区  
開発事務所長 加 藤 久 人 君 都市計画課長 黒 澤 純 一 郎 君

建築指導課長 井 原 孝 志 君 公園緑地課長 上 田 航 君

下水道部長 白 田 敏 範 君 下水道部副部長 弓 野 憲 一 君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

下水道施設  
管理事務所長 渡 邊 裕 寿 君

6 事務局職員出席者

議事係長 綱 島 卓 也 君 書記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 3分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、村田委員、高橋委員が所用のため、渡邊建設部技監が病気療養のため、それぞれ欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、道路愛称名について、執行部から説明願います。

有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 おはようございます。

それでは、道路愛称名について、建設部道路管理課提出の資料により御説明させていただきます。

このたび設定いたしました道路愛称名は大観通りで、区間は市道城東37号線、約390メートルでございます。

現在、水戸市内の道路につきましては、日常生活に密着した道路に31カ所の愛称名が設定されております。

去る9月7日に、水戸市城東地区自治団体連合会の会長が来訪されまして、平成30年が横山大観の生誕150年という記念すべき年であることから、城東2丁目51番にある史跡、横山大観生誕の地に面している市道城東37号線の道路愛称を大観通りと設定するよう、城東地区1,444名の署名が添付された要望書の提出がございました。

今年は、明治維新から150年を迎える年で、市では、水戸市明治維新150年記念事業を展開しております。その施策の中には、横山大観生誕150年記念セミナーも計画されているところでございます。

これらのことを踏まえ、節目である年に横山大観生誕の地に面している市道の愛称を地元の強い要望である大観通りとし、地域活性化や道路愛護精神の高揚を図るものでございます。

2枚目の位置図をごらんください。

都市計画図2500分の1で、上が北を示しております。北側に那珂川、南側には常磐線が東西に通っております。中央付近には城東小学校があり、西側の大きな敷地は株式会社トッパンプロスプリントでございます。

今回の要望路線は、城東小学校の南側の赤で示した市道城東37号線、約390メートルとなります。路線に面して黒で網かけしてある箇所は、横山大観生誕の地の位置となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 それでは、内容につきまして、御質問等がございましたら発言願います。

松本委員。

○松本委員 横山大観の、ここは碑が建っていますよね、多分ね。これはこれでいいと思うんですよ、私は別に反対じゃないです。それと同時に、常陸山か何かがこの通りにもあるんじゃないのかなと今、ふと思ったんです。常陸山って、相撲で昔の人は大横綱と呼ぶ、そういう碑も建っている場所じゃないのかなと

いうふうに思うんだけど、違いますか。間違ってたらごめんね。そういう意味において、私はそれでいいのはいいんだけど、やはり水戸市出身のそういう大横綱がいた、そういう部分についての検討というのはされたのかなとか。

それと今、城東何丁目、ずっとこうなっちゃっているからさ、我々、昔のものは言い直されて、三ノ町、代官町とか花畑とか昔の懐かしい町名というのが、蓮池町とかこころ辺にありましたね。旧町名で言われるとびんとくるんだけど、城東何丁目と言われるとびんとこないんだ、今はね。

だから、石碑は建っているよね、あそこの旧町名の、多分。各町内、上市のほうだって鉄砲町などいろいろあったでしょうよ。そういう旧町名の碑というのは、建っているのは建っているんでしょう。この大観通り、名称をつくるこの道路にも建っているんだよ。それはそれで残して、本当はそういう昔の名前のほうがいいんだけど、常陸山という名称はいかがなのかなというふうに思ったんですけども、そういう声は地元からは上がらなかったんですか、全然。ここにあるのは間違いないんじゃないかなと私は思うんですけども、常陸山の石碑か何か建っているのかな。その辺はいかがなものでしょうか。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、常陸山の碑があるところの検討をなされたのかという質問でございますけれども、今回は地元住民の1,444名の要望書にて道路愛称名を決定したものでございまして、常陸山についての要望はございませんでした。

また、旧町名を検討したのかという御質問でございますが、横山大観の生誕の地がある城東2丁目の旧町名でございますが、旧町名は三ノ町という町名でございます。また、市道城東37号線は、旧町名で川崎町と三ノ町にまたがっております。今回は、地域の住民の要望を重視しまして大観通りといたしますが、今後路線においては、旧町名を愛称名として要望されたようなときには、選定委員会に諮って検討してまいりたいと思います。

○黒木委員長 常陸山の碑というのはどこにあるんですか。

○有金道路管理課長 常陸山の碑でございますが、図面でいきますとトッパンプロスプリントと書いてある北側に像がございます。

〔「その道路は大観通りに面しているの、そのトッパンプロスプリントは」と呼ぶ者あり〕

○有金道路管理課長 大観通りには面しておりません。トッパンプロスプリントと左側に大きな建物がございまして、この北側の丁字路のぶつかりの角の……

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 私もこの道路愛称についてはいいと思うんですけども、質問したいことは、これはやっぱり地元からの要望ということで、前の、水戸学の道と同じような形をとったと思うんですが、ルールというか、まだ32カ所くらいならそんなにないからいいんですけども、ある程度ルールがあって、その愛称名を箇所づけしていくと思うんですが、その辺は選定委員会というのがあるんですか。それと、要項とかあるんでしょうか。

○黒木委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

今後につきましては、地域住民の合意を持って要望されたものに対して選定基準がありまして、選定基準に照らし合わせて選定理由等を踏まえて、選定委員会に諮っていきたいと考えております。

○飯田委員 選定委員会というのは内部の組織ですか。あと、例えば今回は390メートルということであるんですが、やっぱりルールは、ある程度の長さがあるって、幅もこうやってきちんとした道路ということになっているんですか。余り細いような、そういうわかりづらいような道路では愛称をつけてもなかなか広まらないと思うんですが、それが1点です。

あと、これまでも道路愛称の名称については公募したこともあるんですか。アナハイム通りもありますけれども。そういったことが2点目です。

あと、名称がついた後は、その通りに何か看板というか、皆さんがわかるような表示をされるのかどうか、3点お伺いします。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの飯田委員の質問にお答えいたします。

選定の基準でございますけれども、路線につきましては、市内の主な道路で、おおむね300メートル以上の道路に設置しております。愛称名につきましては、親しみやすく覚えやすい名前、また、地理的、歴史的、文化的などの要素を生かした特色のあるもの、水戸市にとってイメージアップが図られるもの、既に定着し親しまれている通称や命名されている道路ということにしております。

2点目の、今までの選定方法ですが、平成7年に一般公募を行いまして、194路線、1,238点の作品が集まっておりまして、その中で22路線の愛称名を決定しております。その後、平成14年に2回目の一般公募を行いまして、707名、727点の愛称名の応募がありまして、10路線の愛称名を決定しております。平成30年に三の丸歴史ロードと水戸城跡通りを含めた周遊ルートということで、水戸学の道と定めておりまして、31路線というふうになっています。

最後に3点目、今後の看板等なんですけれども、起点、終点、交差点等に道路愛称名の表示板を設置いたしまして、通行者にわかりやすいように明示してまいりたいと考えております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 これで終わりにしますけれども、道路300メートルぐらいということで、幅もやっぱりあるんですか、幅の基準ですね。それが1点と、あと、平成7年と平成14年に一般公募をやりましたけれども、こういったことはこれからも続けていくのか、今後のことについて、もう少し説明をお願いします。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

路線につきましては、幹線的な道路を基準としておりまして、幅員4メートル以上の道路に絞っております。

次に、公募につきましては、全2回の一般公募によりまして、市内の既に親しまれている愛称や、公共施設、史跡等の案内になるような愛称については、設定がほぼ完了したものと考えております。今後につきましては、個別要望に対して対応してまいりたいと考えております。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、次にその他に入ります。

委員より何かございましたら、発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 私のところに、実は83歳の男性から10月の末に相談がありました。内容は、その方は市営住宅に住んでいるんですけども、家賃滞納がありまして、それで、支払わなければ出て行ってほしいという通知が来たということなんです。そして連帯保証人にも連絡をするという通知が来たということなんです。これは市の住宅政策課では一斉に出した通知の一環だったのか、それともこの方だけに出了た通知なのか、お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

中庭委員のほうに御相談に来られた方のはがきというものは、10月に送られたものは個人的に送られた最終催告書だと思います。

○中庭委員 実は、水戸市では9月に約600通の通知を出しました。これは現在入居している全ての入居者の中で家賃を滞納している方に通知を出したということだったんですよね。その中にこの方は含まれている通知だったんですか。お答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

9月末に入居者を対象とした全滞納者、こちらのリストの中にもこの方は含まれております。

○中庭委員 この方は83歳で年金が一定額あるんですけども、しかし、返済が一括では無理だということで、市役所に10月の末に相談に行ったということでありました。しかし、支払ってもらわなければ出ていってもらうんだということで、83歳には今さらアパートを借りるとか、あるいは住みかえるというお金もないと、今は500円しかなくてとても住みかえることもできないということで、非常に困っておりました。しかし、市役所に行っても一括返済ということであって、とてもこのままではホームレスになってしまうということで、困ったという相談だったんです。市のほうの相談というのは、どんな対応をしたんですか。

○黒木委員長 中庭委員、個人的な特定の83歳の方の質問の個人情報の部分と、あと市役所のほうも個人情報の部分を、委員会の場で議事録に残る中でやりとりするというのは、政策的な面で質問していただきたいと思うんですが。

○中庭委員 私は、83歳の男性で所持金が500円しかない、年金も借金返済、差し押さえになっていてとても生活できないという訴えがあったんですけども、しかし市のほうの対応としてはどうしても支払ってもらわなくちゃ困ると、出ていってもらおうということの話でした。この方はかつて生活困窮で生活保護を受けていた方でもあったんですよね。そういう方に対してもこういうことをやっていいのかと。やっぱりもっと親切に対応するべきではないですか、例えば分割の納入とか。

この方は、来年の2月からは支払えるようになるので、なんとか待つてほしいということで、住宅政策課

に相談に行ったんですけれども、なかなか聞いてくれなかったということで、私はやっぱり高齢者の方については、一律に住宅を明け渡してほしい、一括して支払ってほしいというやり方、そして生活保護を受けていたこともあった方ですので、やっぱりそういう点ではもっと親切な対応をすべきではなかったんじゃないかというふうに思うんですが、水戸市のこういう場合の一般的な対応というのはどんなふうになっているんですか。こういう高齢者だとか生活困窮者だとかそういうのは余り考慮しないんですか。私はそう思ったんですけれども、いかがでしょうか。

[発言する者あり]

○黒木委員長 答弁の中で、特定の方、この方ということではなくて、高齢者もあくまでもこの方個人の政策じゃなくて、全体的な政策の考え方で答えてください。

木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

市営住宅に入居される方に関しましては、早い段階での滞納に対する催促、その後督促、出頭命令、そこから最終出頭通知、そこから連帯保証人さんにも通知をしたりとか、最後そこまでしても相談に対しても何もしていただけない方に最終催告という形で、段階を踏んで対応しております。今回の方もいきなりというわけではございません。

○中庭委員 前回の委員会でも私、質問いたしました。9月の末に滞納している600世帯に対して通知を出しましたよね。支払わなければ退去してほしい、連帯保証人に連絡しますということで連帯保証人に支払っていただくという通知が来ました。この中に150世帯の生活保護の世帯が含まれているというのが前回の答弁でも明らかになったんですけれども、生活保護を受けている方、あるいはかつて生活保護を受けていた方、そして高齢の方、こういう方に対してもやっぱり私は一定の配慮が必要じゃないかというふうに思うんです。

しかし、水戸市の対応は配慮がない、連帯保証人に連絡が行ったためにこの方は連帯保証人が来て、何で支払わないんだといって怒られたということで、非常に気持ちが落ち込んでしまったということも言っておりました。

したがって、私はやっぱり高齢者の方、生活保護を受けている方、そしてお金が本当はない方については、一定の配慮、例えば生活保護を受けさせるとか、それから分納を認めるとか、あるいは少し待つとかということも含めて、やっぱり私は親切に対応すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

滞納整理に関しては、例えば3カ月滞納したから急に明け渡し請求とかしているわけでもなく、入居者と話し合いをしながら分割納付や、生活保護のほうを促すとかいろんな対応をしながら住宅政策課のほうもやっております。それでも相手方の反応がない場合には、しかるべき行為をとらざるを得ないということで対応しています。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、やっぱり市営住宅というのは、もともと生活が困窮している世帯が入居している住宅で

すから、やっぱり親切な対応をしていただきたいというふうに思います。

あともう一つ、今年の3月に明け渡しを求める7件の裁判を起こしましたよね。この結果についての報告がまだないんですけれども、これはどういうことになったのかというのが1点。

それから2つ目は、9月議会で即決和解の法的な手続をとるということで、6件の裁判の訴えがありましたけれども、この結果についてはどうなったんでしょう。まとめ次第報告するというんですけれども、全然報告がないので、今日も報告がないので、どうなっているのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

3月に行いました訴えの提起に関しましては、まだ残り1件が裁判中でありますので、裁判の結果が出次第、御報告する予定でおります。

9月に報告いたしました即決和解の6件につきましては、残り1件が12月に出頭予定ということで、こちらの解決をした後に一括して御報告する予定でおります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、3月での7件の明け渡しの裁判のうち、6件については一応判決が確定したということですか。

それから、2つ目は、9月に提起した和解、要するに住宅の明け渡しも含めた和解については、1件を除いて既に結論が出たということですか。その結論が出た段階で、水戸市はどのような態度をとっているんですか。どういう処置をとったんですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

訴えの提起のほうは、前回までの委員会で御報告6件分はしております。即決和解のほうは、決まっているものに関しても含めて最後に一括してという報告をする予定でいますので、それでよろしいかなと思います。

○中庭委員 水戸市はこれまで、判決が出ると強制執行した例がありました。要するに、裁判所の立ち会いのもとで住宅の明け渡しを求めるといって行われましたが、私はやはり今回の判決に基づいて強制執行するということはやめてほしいと。やっぱりあくまでも話し合いできちんと対応できるようにしていただきたいというふうに私、思うんです。

というのは、かつて千葉県銚子市で強制執行する当日朝に、それを苦にして子どもさんを殺してしまったという事件もありました。したがって、そういう強制執行をやるというやり方は、私はやめていただきたいとも思います。水戸市の考えはどうかお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

裁判の結果が出て、入居者と話し合いをしながら自主退去というような形をとっていただくように、時間をかけながら話し合いをしております。こちらについても、話し合いがつかない場合は、強制執行という手続もやむを得ないという考えを持っております。



○中庭委員 最後ですけれども、やっぱり強制執行はやめていただきたい。強制的に追い出すわけですから、やっぱり千葉県の銚子市みたいな例が出てしまったのでは大変だと。私も、強制執行を受ける裁判の対象になった方を何件か訪問いたしました。やっぱり非常に生活が困窮している方です、皆さん。収入が少なく生活が本当に成り立たないという方が、たくさんいらっしゃいました。そういう方を強制執行してやればホームレスになってしまうということです、ぜひそういうことをやめていただきたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本委員 今、中庭委員さんのほうから、その市営住宅や、納付に対するいろんな例を挙げてのお話がありました。しかし、真面目にきちんと料金を納めて、そして生活保護を受けている方はそこから天引きして納めていただく。何でそういう方々が借金をして納められないのか。私にとっては不思議な話。強制執行も何もやらないで納めなければ、少しは大目に見たらいいだろうみたいな話で。そしたら、真面目に納めている人が逆に、じゃあの方がこうなんだから私らもこうするよというような感じになっていってしまうんじゃないですか。

だから、やっぱり水戸市の行政では手を差し伸べるものは差し伸べて、いただくものはいただくと、これはしようがないでしょう。水戸市の施設をお借りしてそこで生活をしているんだから、これを納めていただくことは当然だと私は思っていますので、これまで同様、きちんとやっぱり法に沿って、やるべきことはやっていかなければ、どんどんこういうことが多くなっていってしまうと。それでなくたって滞納額というのは何億円とあるわけですから。滞納がなければもっと整備もできるし、住宅もふやすこともできると私は思うんですよ。ですから、やはりもっと逆に根気強く、水戸市は徴収するものは徴収していくべきだと、私はこう思っています。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございますか。

中庭委員。

○中庭委員 松本委員が、生活保護の人で滞納なさっている方がいらっしゃるということは問題だというふうに言いましたが、150件の方が生活保護を受けていると、滞納している世帯の中で。特に、前回私は言ったんですけれども、生活保護を受ける直前に、例えば1年とか2年間は生活が苦しくて滞納になってしまっ、生活保護を受けて、その後はいわゆる天引きになってしまうわけですから、滞納がないわけなんですよ。過去の滞納がある方がいらっしゃるんですよ、何件か。だから、そういう点で過去の滞納になった分を、生活保護の中でまた支払うというのは非常に困難なんですよ。

ですから、例えば税金なんかでは、生活保護になった場合については、過去の滞納分については不納欠損処分にするというのも水戸市の減免制度の中にありますよね。だからそういうのも活用して、ぜひきちんとその方の実際の生活に合った形をとっていただきたい。

それから、連帯保証人の話が出ましたけれども、やっぱり今、連帯保証人の制度をなくすという方向に来ているわけですよ、国も。国も高齢者の方が、あるいは生活困窮世帯の方が連帯保証人を探すのは非常に難

しいと。これが市営住宅の入居に当たっての障害になっていると、入れないという状況になっているわけですね。

県でも部分的には連帯保証人を免除している、例えば生活保護の世帯については連帯保証人を免除するか、65歳以上の方については免除するとかいろいろ制度があるわけなので、水戸市は全くそれがない。だから、こういうセーフティネットでもある市営住宅を保障するということから見ても、私は、水戸市が生活困窮者に対してはきちんとした対応するということをぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 ほかに。

松本委員。

○松本委員 水戸市民の、生活保護を受けている今の現況、この調査というものが私は非常に大事だと思っています。本当にもらうべき人がもらって、もらわなくてもいいような人がパチンコやっていますよ。ですから、これは執行部だけではなかなか調査もできないだろうと思うので、議会側としても、これは私の提案ですけれども、委員長、あとで生活保護の該当調査、そういう特別委員会みたいなものをつくって、本当にその人が生活保護に適しているのかどうか、合っているのかどうか。車は息子の名前で買って持っている、昼間はパチンコをやっている、それで家賃は支払わない人がいる、そんな話は私は聞いていられない。だから、議会としてもやっぱり執行部と一緒に調査する必要があると思う。一応提案しておきます。

○黒木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時38分 散会